

学生各位

学生部長 古山 和道

部活動の再開及び再開の対応方針について【通知】

新型コロナウイルス（COVID-19）感染症については、自粛要請等の緩和が段階的に行われているところではありますが、部活動の再開においては、下記の対応方針を遵守し、感染予防に十分配慮して実施するよう通知します。ただし、今後の COVID-19 感染拡大の状況に応じて活動中止を再度命じることがあります。

記

1. 活動再開時期

➤令和2年10月10日以降、熱などの症状がない学生の部活動再開を許可する。

2. 部活動の再開条件

- 新型コロナウイルス感染症対策を記載した活動申請書を団体毎に学事課へ提出し、学友会及び学生部にて申請内容が受理された団体のみ活動を許可する。
- 10月10日からの活動再開を希望する団体は活動申請書を9月25日13時までに学事課に提出すること。なお、それ以降に活動申請書を提出した団体にも随時対応するが、10月10日には活動を再開できないので注意すること。
- 申請内容が遵守されていないと判断された場合は活動停止とする。
- 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）COVID-19 Contact-Confirming Application を使用する。

3. 申請書の内容について

- 新型コロナウイルス感染症対策を講じる旨に同意し、かつ活動時における具体的な感染症対策案を記載する。
- 申請日現在の団体員名簿を添付する。

4. 新入生勧誘について

- 新入生勧誘は再開を許可された団体にのみ、10月10日より10月23日まで許可する。
- 令和2年度クラブ活動紹介については、不特定多数の学生の接触を避ける為、実施を認めない。
- ポスター掲示（キャンパスモール・学生寮）を中心とし、**食事会・歓迎会の開催は認めない。**
- クラブへの質問・回答については、原則メール、SNS等を活用し非対面で実施することとする。但し、SNSは不特定多数の閲覧が想定されることから、個人情報の取扱いには十分留意する。
- 新入生への部活動説明を直接行う際は10月10日(9時～12時)に、講義室及びSGLでの個別アポイントメント形式（参加団体は事前申請制）でのみ許可する。一回につきクラブ団体側の担当は1名、新入生側は、講義室は最大30名、SGLは3名までと定め、十分な換気を行ったうえでマスク等の感染対策を徹底すること。また、面談後は対応記録用紙を学事課へ提出すること。

以上

【部活動における新型コロナウイルス感染症対策について】

※下記を踏まえて、各団体の活動内容に応じた感染対策を講じること

記

➤ 長時間の活動や密集を避ける

- ・曜日や時間帯を区切って少人数制で活動を行うなど、長時間の利用や密集することがないように活動を行う。

➤ 大声での会話や応援は控える

- ・活動中は、必要以上に大きな声での会話や応援は行わない。

➤ マスクの着用および手洗い・手指消毒の徹底

- ・活動の前後は、頻回に手指の洗浄あるいは消毒を行う。
- ・人との距離が十分に確保されている場合においては、活動中のマスク着用は本人の判断によるが、身体的な活動を行う時間以外（ミーティング、更衣、運動用具の整備、移動等）は、マスクを着用する。

※マスク着用による呼吸困難など身体への影響がある場合や熱中症には十分留意する。

➤ 共用エリア・用具の利用を控える

- ・更衣室、ロッカールーム、シャワールーム等共用エリアを極力使用しない。トイレやベンチ等の共用エリアを使用する場合においても、時間差利用、身体的距離の確保、常時換気、会話の制限等、感染予防に努める。
- ・共用の設備・用具を使用する際、その前後に手指洗浄を励行し、共用部分の消毒もできるだけこまめに実施する。
- ・タオル、石けん、ウォーターボトル、消臭剤等の共用はしない。

➤ 飲食について

- ・飲食を伴う集会は禁止とする。活動中の飲食は十分に距離がとれる場所で、対面を避けて行う。

➤ 活動範囲について

- ・県内外で実施される合宿や大会、他大学との練習試合は、原則禁止とする。
- ・大学内施設利用は22:00までとする。
- ・団体員名簿を用いて活動参加者を毎日記録・保管し、照会依頼があった際は速やかに学事課に提出を行う。

以上